

環境委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(2) 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

資 料 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

参考資料 東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について（令和4年6月2日
環境委員会資料）

港 湾 局

（令和5年2月2日）

東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について



1 行政代執行の実施

(1) 経過

令和3年6月3日から東扇島東公園に不法に放置されていた大型バスについて、所有者に対し、令和4年5月31日付けで、港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく撤去命令書を発出したが、履行期限である令和4年6月14日を経過しても撤去が行われなかったことから、令和4年7月14日までに当該撤去義務を履行しないときは、行政代執行法に基づき川崎市が本件大型バスの撤去を行う旨を所有者に告知した。それでもなお、撤去義務が履行されなかったことから、行政代執行により本件大型バスの撤去を実施した。

- | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|
| R4. 5. 31 撤去命令書 (履行期限6/14) | } | 港湾法及び川崎市港湾施設条例
に基づく行政処分 |
| R4. 6. 15 履行催告書 (履行期限6/22) | | |
| ↓ | | |
| R4. 7. 1 戒告書 (履行期限7/14) | } | 行政代執行法に基づく行政処分 |
| R4. 7. 15 代執行令書 (代執行実施通知) | | |
| R4. 7. 22 行政代執行実施 | | |

(2) 行政代執行の実施内容

- ①実施日時 令和4年7月22日 (金) 午後5時～
- ②実施内容 東扇島東公園駐車場からの本件大型バスの撤去
※撤去後の保管場所：市有地 (非公表)
- ③代執行費用 370,738円



駐車場から動き始めた様子



駐車場を出て保管先へ向かう様子

2 代執行費用等の請求

	請求事由	期間	金額	請求日 (納期限)	督促日	納付 状況
公債権	代執行費用		370,738円	令和4年8月26日 (令和4年9月26日)	令和4年10月11日	未納
	駐車場使用料	令和3年6月1日 ～令和3年6月2日	3,200円	令和4年8月26日 (令和4年9月26日)	令和4年10月11日	未納
私債権	不法行為に基づく損害賠償請求 (不法駐車期間の使用料相当額)	令和3年6月3日 ～令和4年7月22日	664,000円	令和4年8月26日 (令和4年9月26日)	令和4年10月11日	未納
	事務管理費用 (保管期間中の使用料相当額)	令和4年7月22日～	8,611円/月	—	—	—

3 代執行実施後の対応について

- ・本件大型バスの所有者に対し令和4年8月2日付けで当該バスの引取を求め
る通知を発出するも未履行 (引取期限：令和4年11月1日)
- ・滞納債権については、これまでも催告を行ってきたが、引き続き所有者
に対して催告を継続し、自主納付を求めていく。また、財産調査を実施して
いるところであり、自主納付に応じない場合の対応についても、同調査の結
果等を踏まえ検討していく。
- ・滞納処分としてのバスの差押えについては、換価の可能性を踏まえ実施する
こととなるが、有価で引取可能とする事業者は確認できていない。
- ・再発防止策として、大型車が東扇島東公園駐車場を利用する際には事前連絡
するようホームページ及び駐車場入口看板で周知済み。

R4										R5	
5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月～	
撤去命令書	履行催告書	戒告書	代執行令書	代執行実施	バス引取請求	費用納付命令	督促	財産調査、催告等			
①監督処分		②代執行			③事務管理(保管)						

東扇島東公園に放置された大型バスへの対応について

参考資料
(令和4年6月2日環境委員会資料)

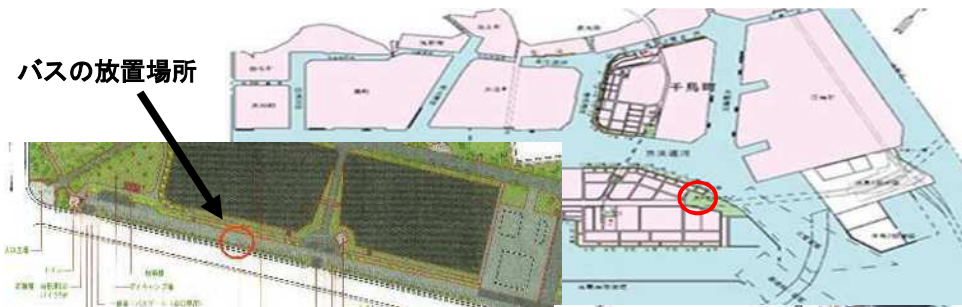


1 経過等

(1) 経過

R3.6.1	令和3年5月24日に入庫し、同月31日に一度出庫した本件バスが再入庫
R3.6.3	放置状態の開始(許可の失効) ※東扇島東公園駐車場管理規程第4条「入庫した日から起算して、2日まで」

バスの放置場所



(2) 放置バスの概要

車種・メーカー	大型バス・三菱
車両総重量	15,790kg
長さ／幅／高さ	1199cm／249cm／369cm
所有者	個人(氏名、住所判明)
乗車定員	52人
初年度登録	平成7年3月



(3) 放置バスの状況

全体が落書きされ、出入り扉や窓ガラスなど各所が破損し、危険な状態

2 放置バスによる影響

(1) 港湾施設(東扇島東公園)を良好な状態に維持することができない

公園利用者に不快感を与えていることや、利用者に危害が及ぶ可能性が生じていることなど、バスが放置されていることによって、港湾管理者として、港湾施設を良好な状態に維持する義務(港湾法第12条)が果たせていない。

(2) 損害(＝使用料相当額)の発生

所有者が東公園駐車場を不法に占拠していることによる損害(使用料相当額)が発生<R3.6.1～R4.5末までの使用料相当額 約58万円>

3 これまでの対応状況

(1) 所有者への対応(行政指導の状況)

令和3年7月以降、所有者宅への訪問(4回)、撤去要請文書の発送(5回)、電話催告(10回)を行い、速やかに撤去するよう要請(行政指導)を行うも、「市が原状回復(バスを修繕)すれば移動させる」などと主張し、話は平行線の状況

(2) 法的措置の検討

市の再三の要請にも関わらず、所有者が撤去に応じない状況を受け、行政指導と平行して法的措置を講じることについて検討(顧問弁護士相談を4回実施)

- ①港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく撤去命令
- ②土地の不法占拠を理由とする明渡訴訟(民事訴訟)
- ③行政代執行

(3) 撤去命令書の発出

所有者による自主的な撤去が見込まれないため、川崎市行政手続条例に基づく弁明の機会を付与した上で、港湾法及び川崎市港湾施設条例に基づく行政処分としての撤去命令を発出

- ・弁明の機会の付与通知(R4.5.17) → 弁明書の提出期限(R4.5.30)
- ↓
- ・撤去命令書発出(R4.5.31) → 履行期限(R4.6.14)

<違反事項>

- ・港湾法に基づき定めた放置等禁止区域内にバスを放置
- ・川崎市港湾施設条例に基づく許可を受けずに東公園駐車場を利用

4 今後の対応

履行期限(R4.6.14)までに所有者による撤去が行われない場合は、本年6月下旬を履行期限とする履行催告書を速やかに発出し、それでもなお、撤去が行われない場合には、更なる法的措置を実施することについて調整を進めます。